

# 市民税・道民税の改正点についてのお知らせ

税制改正に伴い、配偶者控除・配偶者特別控除が変更されました。その変更内容などをお知らせします。

## 配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

税制改正により配偶者控除・

配偶者特別控除の見直しが行われました(下の表を参照)。主な改正点は次のとおりです。

① 配偶者特別控除が適用される配偶者の合計所得金額の上限が123万円に引き上げられ、より多くの方が受けられるようになりました。

② 納税義務者の合計所得金額に依りて、配偶者控除額、配偶者特別控除額がそれぞれ設定されました。

③ 納税義務者の合計所得金額が1000万円を超える場合には、配偶者控除、配偶者特別控除が適用されません。

◆お問い合わせは、市民税課

☎ 4111 内線242、FAX

②5354 へどうぞ。

配偶者控除・老人配偶者控除の額( )は変更部分)

配偶者の合計所得金額が38万円以下	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	950万円以下	1000万円以下	1000万円超
控除対象配偶者(70歳未満)	33万円	22万円	11万円	0円※
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円	

※(老人)控除対象配偶者の適用にはなりません、引き続き障害者控除の適用は可能です。

配偶者特別控除の額( )は変更部分)

	納税義務者の合計所得金額 《給与所得のみの場合の収入金額》				
	900万円以下 《1120万円以下》	950万円以下 《1170万円以下》	1000万円以下 《1220万円以下》	1000万円超 《1220万円超》	
配偶者の合計所得金額	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	



## 市民税・道民税および所得税などの申告

### 【市民税・道民税などの申告】

市民税・道民税(寄付金税額控除を含む)の申告を受け付けます。なお、銭函と塩谷の会場では、給与や年金の所得税還付(所得税の住宅借入金等特別控除、雑損控除を除く)の申告も受け付けます。

### 【所得税などの申告】

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告を受け付けます。

※会場と受付日・時間については下の表のとおりです。自家用車での来場はご遠慮ください。なお、会場開設中は市役所内・税務署内には申告相談窓口を設けません。

☒詳細 市民税・道民税などの申告は市民税課☎内線242~245、FAX②5354、所得税などの申告は、小樽税務署☎②2171(自動音声で案内)

会場	受付日/時間 (土・日曜日を除く)
塩谷サービスセンター	2月4日(月)、5日(火)/午前9時30分~午後3時30分
銭函市民センター	2月6日(水)~8日(金)/午前9時30分~午後4時
産業会館2階	2月18日(月)~3月15日(金)/午前9時~午後4時

※個人事業者の消費税、贈与税の申告は産業会館のみです。  
※既に作成済みの確定申告は、郵送または直接提出してください。

### 【法人道民税、事業税、法人市民税の申告】

北海道および小樽市では、インターネットを利用して法人道民税・事業税および法人市民税の申告を行うことができるシステム、「エルタックス」でも申請を受け付けています。詳しくは、北海道、小樽道税事務所または市のホームページをご覧ください。

☒詳細 小樽道税事務所☎②9492、市民税課☎内線241、FAX②5354

### いつでもどこでもスマホで申告!

平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、給与所得(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

利用に当たっては税務署で職員との対面による本人確認を行った後に、発行されたIDとパスワードだけで、e-Tax(電子申告)による申告ができます。IDとパスワードの発行を希望される方は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、所轄の税務署にお越しください。

☒詳細 小樽税務署☎②2171(自動音声で案内)